

論点Ⅳ(1)

指摘されるガス導管網の貧弱さ

	面積 km ²	需要家件数 千件	都市ガス消費量 PJ	輸送幹線延長 km	面積あたり m/km ²	消費量あたり km/PJ
アメリカ	9,372,615	65,389	25,154	482,790	52	19.2
イギリス	244,820	22,219	3,804	7,400	30	1.9
フランス	547,030	11,519	1,790	36,620	67	20.5
イタリア	301,230	20,699	3,235	32,381	107	10.0
韓国	98,480	12,722	761	2,739	28	3.6
台湾	35,985	2,713	471	730	20	1.6
日本	377,835	29,458	1,536	5,034	13	3.3

(備考) 日本のみ平成25年度の値に改定。台湾については平成12年までに建設された幹線延長、日本については高圧導管の総延長を記載。

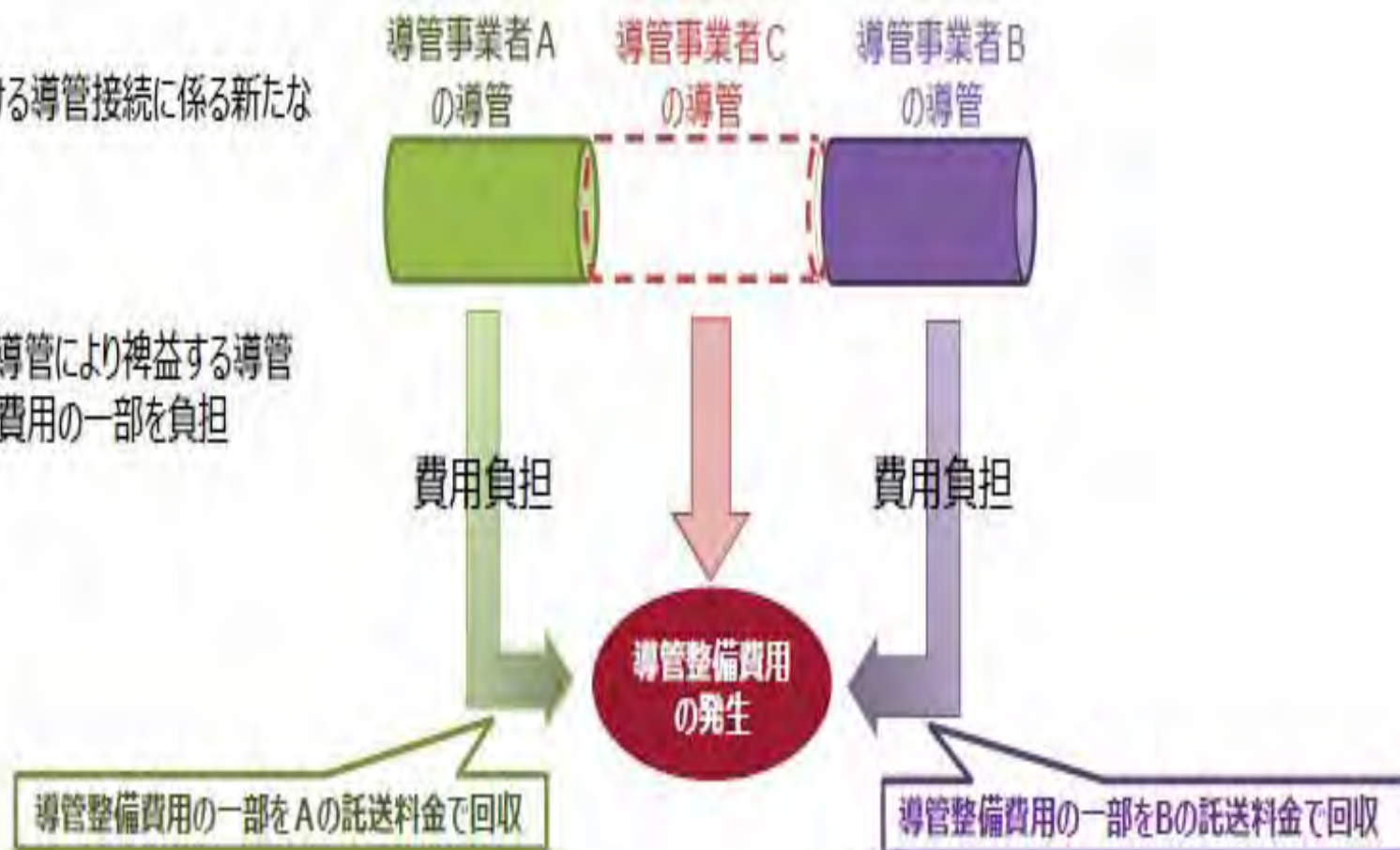
出典: 経済産業省

論点IV (1)

導管事業者の性質と役割

【導管未整備地域における導管接続に係る新たな費用負担のイメージ】

※導管事業者Cの新設導管により裨益する導管事業者A及びBも敷設費用の一部を負担






論点IV(1)

パイプラインを延伸するために

需要調査		需要開拓
◆ 新たな都市ガス導管網の整備を検討する地域における造成地等に係る情報収集・潜在需要の調査	内容	◆ 新たな都市ガス導管網の整備を検討する地域や、過去5年以内に敷設された既存の都市ガス導管網などの周辺地域における需要開拓（都市ガス化の提案等）
◆ ガス小売事業者、調査会社など、需要調査を行うために必要な能力を有する者	資格者	◆ ガス小売事業者
◆ 公募を行い、地域ごとに受託事業者を決定	選定方法	◆ 公募を行い、広くガス小売事業者からのエントリーを受け付けた上で、一地域において複数のガス小売事業者が必要開拓活動を競わせる
◆ 原価算定期間内において想定される需要調査に係る委託費の合計額	託送料金原価に算入する費用	◆ 需要開拓によって増加する5年間の託送料金収入増加額の1/2

論点IV(1) LNG基地近傍の例外基準

一般ガス事業者供給区域内		LNG基地近傍
原則的な基準	類型A 本支管等(余力有り) 	例外基準① 新規参入者のLNG基地の近傍において、公道や河川、港湾等の地形によって区分された一区画とみなせる地域内の需要家に対しては、類型A・B・Cの判断基準にかかわらず、新規参入者の導管によるガス供給を可能とする → 新規需要・既存需要に関わらず供給可能
	類型B 本支管等(要増強) 	電気事業用導管等から直着で供給可能な新規需要
	類型C 本支管等(要延伸) 	例外基準② 現に電気事業の用に供されている発電用導管、一般ガス事業者向け卸供給の用に供されている導管から直着で供給が可能な需要であり、新規需要に対しては、類型A・B・Cの判断基準にかかわらず、新規参入者の導管によるガス供給を可能とする → 新規需要のみ供給可能

(注1) 上記の判断基準は、平成16年1月の都市熱エネルギー部会報告書等において整理されたもの。

(注2) 類型Bについては、運用上、導管能力の増強を行うための投資に係る具体的な計画を策定するか否かを確認することとしている。

論点IV(2) 未熟調ガスは託送供給不可能ガスとして扱う設計

託送供給不可能ガスに係る判断基準

		新設導管・既設導管を用いたガス導管事業者によるガスの供給
A 一般ガス事業者の供給区域内	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要	△ ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。(注1)
	新規需要	○ (注2)

(注1) 当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める（利益阻害性の評価は行わない。）。

(注2) 「○」としている部分であっても、ガス導管事業者が新規需要を獲得できる保証はなく、単に一般ガス事業者と顧客獲得競争を行うことができるという意味合いにとどまる点に留意が必要。

結語

ご清聴、誠に有り難うございました。